

# マイナンバー制度の概要と問題点

平成27年9月

弁護士法人アクトワン法律事務所



代表社員弁護士 相場中行

# 1-1 マイナンバー制度とは？

- ◆ 「マイナンバー」 = 国内の全住民に通知される12桁の番号

※ 法人は13桁の番号が通知される予定。

- ◆ 諸外国における実施例

アメリカ カナダ イギリス イタリア ドイツ スウェーデン

デンマーク 豪州 韓国 台湾 インド タイなど

但し、社会保障ないし納税のための識別番号としての利用が多い。

- ◆ 正式名称は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

➡ 2012年11月に一旦廃案(解散のため)

➡ 2013年3月に再上程⇒5月24日成立・31日公布

## 1-2 マイナンバー制度の目的と範囲

### ◆ マイナンバーのメリット

- ① 行政の効率化
- ② 国民の利便性
- ③ 公平公正な社会の実現

### ◆ マイナンバーの適用範囲

#### ① 税務

⇒確定申告書、法定調書、給与支払報告書等に記載

#### ② 社会保障関係

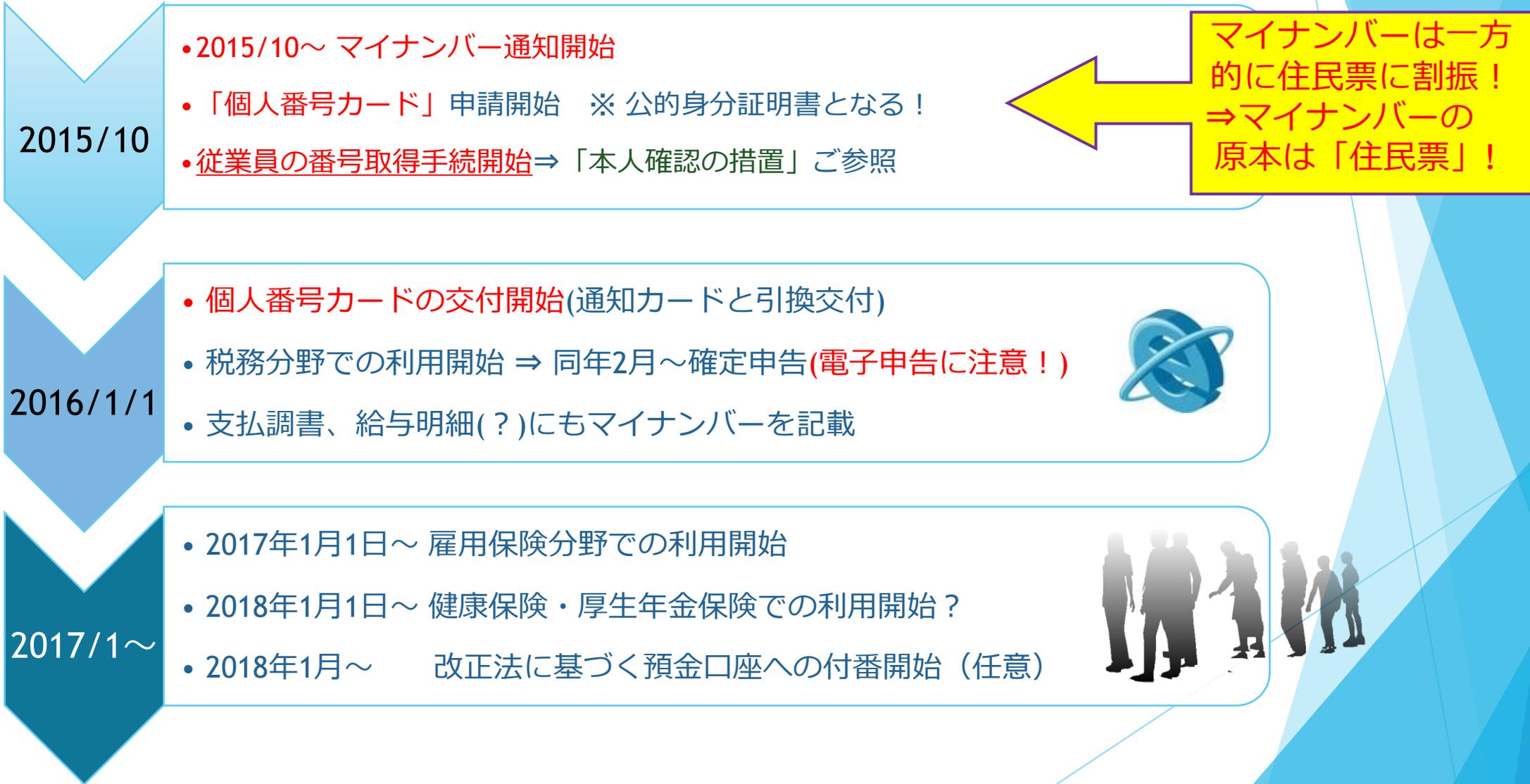
⇒年金・雇用保険の給付、医療保険の給付、生活保護etc.

#### ③ 災害対策

⇒生活再建支援金の給付、被災者台帳の作成

※ 但し、「マイナンバー改正法」による適用範囲の拡大に注意！

# 1-3 マイナンバー制度実施スケジュール



## 1-4 マイナンバー導入に関連する制度整備？

- ◆ 2012年7月に**外国人登録制度を廃止**。一定の外国人は住民基本台帳に登録。  
以降、外国人にも住民票がある！⇒住民票はマイナンバーの「原本」  
⇒**日本に居住する外国人もマイナンバーを付番される！**
- ◆ 税法上の扶養家族を16才以上に変更・18才成年制の検討  
⇒**未成年扶養者なし・18才で即マイナンバー付番となる?!**（かも・・・）
- ◆ 消費税10%スケジュールの延期・軽減税率の導入  
⇒マイナンバー導入後に軽減税率制度を導入することを予定していた?!（かも・・・）  
⇒**給与所得者の確定申告は自動的にできる?!**（かも・・・）



以上を通じて・・・マイナンバー制度の導入については、各種官庁間で相当以前から検討されていた可能性がある。



## 2-1 マイナンバー制度と個人情報

- ◆ マイナンバーは、ギガデータを作出するものではない！  
⇒ 税務情報、社会保障情報などがマイナンバーによって「紐づけ」されるにすぎない。
- ◆ マイナンバー法の施行に伴い、マイナンバーの利用、提供、収集を制限し、罰則を強化。
- ◆ マイナンバーを取得する民間事業者には、安全管理措置を義務付け。  
⇒ 業務委託にあたっては、受託先に安全管理措置が必要。  
しかし、本当に情報漏えいは起きないのだろうか？  
※ 諸外国においては、なりすましによる不正受給が続発!?



## 2-2 民間事業者とマイナンバー

### ◆ 従業員からのマイナンバーの取得

支払調書等の関係上、民間事業者は従業員からマイナンバーの交付を受けることが必要となる。

⇒ 「番号確認」(個人番号カード+住民票) 「身元確認」(免許証等の写し)

※ 社会保障分野については、被扶養者のマイナンバーも必要！

### ◆ 取引先からのマイナンバーの取得

業務委託先、請負先が個人事業者であった場合、源泉税にあたってマイナンバーの取得が必要となる。



以上を通じて、民間事業者における情報管理が問題となる！



## 2-3 マイナンバー改正法の動向

### ◆ マイナンバー改正法において拡張される分野

- ① 医療分野：健康保険組合の検診情報にマイナンバーを付番  
⇒検診情報の利用促進を図る。
- ② 金融分野：**預金口座にマイナンバーを付番**  
⇒匿名預金口座の根絶?!
- ③ 地方公共団体における利用の拡充  
⇒公営住宅、特定優良住宅の管理etc.



### ◆ マイナンバー改正法の進捗度合

⇒5月21日に衆議院で可決、その後参議院での一旦審議見送りに！  
しかし、委員会決議が成立し、9月3日本会議で可決成立。

**※ 特に預金口座への付番（平成29年1月～）は影響大！**

# 3-1 国民にとってのマイナンバー制度

- ◆ マイナンバー法・改正法によってここが変わる！

- ① 年金給付、社会保障給付などにひも付き銀行口座を利用
- ② 匿名口座の根絶により税の公平な負担を実現
- ③ 個人番号カードにより軽減税率の効率化

⇒給与所得者の確定申告は誰でも簡単にできるようになる?!

- ◆ マイナンバー制度の展望

- ① 民間医療機関における医療情報との紐づけは？  
仮にこれが実現すれば、「医療ビッグデータ」が出現する。  
⇒同時に、医療機関における情報セキュリティ問題が発生。

- ② 金融資産一般(株式、投資信託等)との紐づけは？  
⇒証券会社・ファンド運営会社におけるセキュリティ問題が発生。



## 3-2 マイナンバー制度のリスク

### ◆ 民間事業者からの情報漏えいが懸念されるケース

- ※ 税理士事務所：なお、システム運営会社からの一括流出の恐れ！
- ※ 民間事業所からの流出：特に、中小企業・零細企業

### ◆ 行政庁は大丈夫か？

- ※ 税務署・社会保険事務所
- ※ 健康保険組合(検診情報)
- ※ 地方公共団体



改正法により、預金口座に紐づけすれば成りすまし被害は防止できるのか？

## 3-3 マイナンバー制度への対応

### ◆ マイナンバーへの民間事業者の対応課題

- ① 従業員、取引先（個人）からの取得は10月1日から可能  
⇒特に従業員は「**身元確認**」は不要！
- ② But, 28年1月以降はマイナンバー交付に時間を要する?!  
⇒早期に従業員等のマイナンバーを把握することが必要！
- ③ なお、マイナンバーの原本は「**住民票**」  
⇒従業員からの住民票の取得をどう進めるか、が問題！

### ◆ 中小企業における対応

- ① 従業員等のマイナンバーの管理  
⇒**ハードコピーによる管理が最も安全？**
- ② 個人業者が源泉徴収を受けている場合、早期対応が必要！

# 弁護士法人アクトワン法律事務所

東京都中央区京橋2丁目6番16号エターナルビル5F

TEL:03(3566)0901/FAX:03(3566)0902

Email:act1@act1-legal.jp

URL:<http://www.act1-legal.jp>

主要取扱分野：不動産取引、金融取引、コンプライアンス  
相続問題、債権管理回収、労務問題

代表社員 弁護士 相場 中行（あいば なかゆき）

東北大学法学部卒、平成元年弁護士登録（第一東京弁護士会）

公益社団法人日弁連法務研究財団研修委員

日本土地家屋調査士連合法務委員

本件に関するお問い合わせは当事務所までお願いいたします。